

労災保険給付等認定情報の提供に係る個人情報の取扱いに関する覚書

厚生労働省労働基準局労災補償部労災保険業務課（以下「業務課」という。）及び全国健康保険協会船員保険部（以下「船員保険部」という。）は、平成22年5月28日付け労災保険給付等認定情報の提供に係る個人情報の取扱いに関する覚書を交わしたが、全国健康保険協会船員保険特別支給金規程（平成24年4月1日施行）に伴い覚書に変更が生じたため、下記のとおり新たに覚書を交わすものとする。

なお、本取扱いは平成24年9月支給情報から適用する。

1 保有個人情報の提供に係る基本的事項

- (1) 業務課が船員保険部に提供する情報は、船員保険法第29条第2項に規定する保険給付及び同法第111条第2項に規定する福祉事業として行う船員保険特別支給金の受給に係る被災労働者及び被災特別加入者（以下「被災労働者等」という。）の情報とする。
- (2) 提供する情報の内容は、被災労働者等に係る別表1の事項とする。

2 労災保険給付等認定情報の提供方法及び情報の形式等

(1) 提供方法

- ① 毎月、業務課から被災労働者等の情報を船員保険部へ提供する。
- ② 提供された情報以外の被災労働者等の情報が必要な場合にあつては、船員保険部から業務課へ別表2の情報を記載し、別途労災保険給付等認定情報の提供依頼を行うものとする（様式任意）。

(2) 情報提供の形式及び提供に使用する媒体

業務課から船員保険部への提供情報はExcel形式またはPDF形式の情報とし、媒体（CD-R）に保存して行うものとする。

3 労災保険給付等認定情報の提供時期等

(1) 提供時期

提供時期については、業務課と船員保険部が協議して定めるものとする。

(2) 提供場所

提供場所は、業務課とする。

(3) 授受方法

提供情報の授受に当たっては、授受簿（別紙）に所定の記録をするものとし、授受簿の保管は業務課が行う。

- 4 船員保険部は、業務課から提供を受けた個人情報を、船員保険法第29条第2項の規定に基づく業務及び同法第111条第2項の規定に基づく福祉事業として行う船員保険特別支給金に関する業務以外の目的で使用してはならない。
- 5 船員保険部は業務課から提供された個人情報を業務課の承諾なしに、第三者に提供、譲渡、または転貸してはならない。
- 6 船員保険部は、個人情報の提供を必要とする本覚書4に規定する業務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に委託しようとするときは業務課の承諾を得るものとする。
- 7 船員保険部は、提供された個人情報が記録された資料等を、作業の必要上、複製した場合には漏えい等が行われないよう取扱いに注意するものとする。
- 8 船員保険部は、提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるとともに、施錠可能な保管庫の使用等保管には万全を期すものとする。
- 9 船員保険部は、提供を受けた個人情報が記録された資料等が不要となり、消去又は廃棄（以下「廃棄等」という。）する場合には、個人情報の復元または判読が不可能な方法で破棄等を行わなければならないものとする。
- 10 船員保険部は、この覚書に違反する事態が生じ、または生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに業務課に報告し、業務課の指示に従うものとする。
- 11 業務課は、この覚書に違反する事態が生じた場合には、個人情報の提供を停止するなどの必要な措置を講ずることができるものとする。
- 12 前記1から11までに定めるもののほか必要な事項については、その都度業務課と船員保険部が協議して定めるものとする。

平成24年10月25日

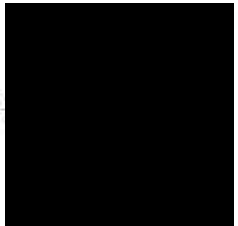
厚生労働省労働基準局労災補償部

労災保険業務課長 植 松



全国健康保険協会

理事（船員保険部長） 石 塚



別 表 1

1	労働保険番号
2	管轄局署
3	生年月日
4	傷病年月日
5	給付の種類
6	給付の種別
7	取消等の表示
8	保険給付支払額
9	定額の特支金
10	特別一時金／特別年金
11	給付基礎日額
12	算定基礎日額
13	平均賃金
14	給付日数／療養日数
15	支給事由発生年月日
16	支給(回収)決定年月日
17	支払(回収)年月日
18	療養開始年月日
19	年金証書番号
20	傷病障害等級号
21	傷病区分
22	三者・事業主調整別
23	その他の調整別
24	三者コード別
25	厚年等調整の有無
26	厚年等調整の種別
27	厚年等調整による減少額
28	性別
29	給付の期間の初日
30	給付の期間の末日
31	データ年月
32	事業場名(カナ)
33	事業場名(漢字)
34	被災者氏名(カナ)

別 表 2

1	氏名(カナ)
2	生年月日
3	傷病年月日
4	性別
5	労働保険番号
6	所属事業場名(カナ)
7	所属事業場名(漢字)
8	船員保険の保険給付の名称
9	労災保険の保険給付の名称
10	療養のため労働できなかった期間(初日)
11	療養のため労働できなかった期間(末日)

別紙

労災保険給付等認定情報授受簿

[illegible]

